

平成30年5月定例農業委員会議事録

1. 日 時	平成30年5月25日 午後1時30分	
2. 場 所	松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル	
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ㊗欠席 ㊵遅刻 ㊶早退)	
○ 1 番 伊藤 薫	○ 2 番 吉永 守	○ 3 番 柿山 享
○ 4 番 大久保 純三	○ 5 番 武部 文男	○ 6 番 大川内 満舎信
○ 7 番 松尾 奈津子	○ 8 番 田中 康	○ 9 番 崎田 隆
○ 10番 吉原 順穂	○ 11番 益本 徳市	㊗ 12番 梶山 達男
○ 13番 田中 晴美	○ 14番 山本 鉄美	○ 15番 松永 敬資
㊗ 16番 藤川 吉生	○ 17番 崎村 康子	○ 18番 瀬川 伸清
○ 19番 山川 重晴		
出席農業委員数 17名 在任委員の過半数に達しているため、本会は成立した。		
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)		
○ 松田 実男	○ 大久保 耕次	○ 安永 光男
○ 松瀬 義之	○ 大石 裕	○ 鈴立 企一
○ 村田 勝美	○ 立山 義典	○ 早坂 勇
	○ 岩木 保徳	○ 松永 勝也
	○ 百枝 純治	○ 萩原 健詞
	○ 松尾 和広	○ 紙本 政信
5. 農業委員会以外の出席者		
6. 事務局職員の出席者		
局 長 眞弓 朋治	次 長 森田 俊行	係 長 辻田 三代子
主 任 瀬尾 幸久	主 査 横山 雄治	副主任 前川 祐樹
7. 議 長	山 川 重 晴	
8. 議事録署名委員の指名		
5 番 武 部 文 男	6 番 大 川 内 満 舎 信	

局長

皆様、こんにちは。本日は忙しい中、18日の会議に引き続き、ご出席いただきましてありがとうございます。

今年の早期米の植え付けは順調に終わったようで安心しております。また、5月に入りまして若干天候不順ではございましたが、畜産農家の飼料の収穫や普通期の田植え前の農作業は順調に進んでいるようでございます。

先日の「農地中間管理事業キックオフ会議」でも一部ご説明しましたが、5月16日～17日にかけて、山川会長と会長・事務局長会議に出席して参りましたので、その概要を説明させていただきます。

農業委員の重点活動の取り組みにつきましては、先日「ながさき農業委員会1・1・1運動」実施要領としてお配りしたところですが、今年度の目標につきましては、「1人、1年間で、1つ以上の事例を報告」、農業委員・農地利用最適化推進委員一人ひとりが、1年間の活動の中で、自らの活動事例を1つ以上報告（公表）できるように取り組むもの」となっております。委員一人当たりの数値目標は、昨年度と同様となっており、農地利用の集積活動につきましては、1農業委員2ha以上が目標でございます。また、遊休農地の解消は、昨年同様1農業委員1ha以上ということですが、平成29年度の調査で、市内の耕作可能な遊休農地は4.8haしかございませんので、今年度は、新たな遊休農地が発生しないよう集積に力を入れることと、市内全域で1haの解消。そして、遊休農地のほとんどを占める山林原野化した農地、耕作放棄地区分と言うB分類、77.1haを非農地通知により農地台帳から外す作業になります。農業者年金に関しましては、1農業委員当たり昨年度と同様、2戸の戸別訪問を実施で、本市の目標人員は、39歳未満1名、女性農業者1名の合計2名となっています。そして、全国農業新聞の普及活動として、1農業委員1部の新規購読拡大をしようということで、会議の中で決定がなされております。全国農業新聞につきましては、担当地区内で最低1人は購読者が確保できるよう、推進をよろしくお願い致します。この「ながさき農業委員会1・1・1運動」につきましては、具体的な目標値と年間スケジュールと合わせて、それぞれの推進に当たる委員の皆様の班編成を6月の定例総会で決定する予定としておりますのでよろしくお願いたします。また、「1人、1年間で、1つ以上の事例を報告」、農業委員・農地利用最適化推進委員一人ひとりが、1年間の活動の中で、自らの活動事例を1つ以上報告（公表）できるように取り組む」ことにつきましては、農業会議が、年度末に県内の農業委員会全ての活動事例を集め、次年度6月～8月を目処として、優良事例集を作成することとでございます。

委員の皆様の活動の公表につながることとなりますので、よろしくお願いたします。

それと、キックオフ会議の中で、1つ話漏れがございました。農地の集積の中で、第1に推進するのは中間管理事業ということで、お話をさせていただきましたが、推進するに当たり、まずは委員さん自らが借りている農地と自己所有の農地を含めて農地中間管理機構へ貸し付け、再度ご自分で借り直すという作業にご協力いただければと思いますのでよろしくお願いたします。

それでは、山川会長にご挨拶をしていただきまして、5月の定例会に入りたいと思います。

会 長

皆様、こんにちは。本日は農繁期に入り大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。局長のほうから、会長・事務局長会議の話がありましたが、私のほうからもひとつお話をしたいと思います。全国農業新聞購読普及活動ですが、農業委員・最適化推進委員それぞれひとり一部以上の購読者獲得とされています。それに関しまして、「普及活動をする委員の方々は必ず購読すること」が県の方針とされておりまして、新しく委員になられた方は全国農業新聞の購読をよろしくお願いいたします。25日版には田中委員の紹介記事が載っています。また、農業委員・推進委員として知っておくべき法改正の部分も詳しく載っていますので、ぜひ購読いただきますようお願いいたします。

それから、松浦市農業委員会が、農地利用の最適化推進に関し顕著な実績が認められたということで、農林水産大臣賞をいただいております。これは、2月9日付けになっていますが、4月10日に県の農林部長から伝達表彰がありました。この賞は、農業委員会等に関する規程の中に表彰規程というものがありまして、それに基づき表彰を受けたものでございます。皆様にお見せしていなかったもので、本日も紹介しました。これは、農業委員会の入り口など、適当な場所を確保しまして、市民の皆様にも見ていただきたいと思っております。

それでは、議事に入っていきたいと思っております。本日は12番 梶山委員、16番 藤川委員のお二人の農業委員が欠席です。それから、川下委員、吉田委員、北川委員以外の農地利用最適化推進委員にご出席いただいております。次に、議事録署名人の指名をさせていただきたいと思っております。5番の武部委員、そして6番の大川内委員の2名をお願いしたいと思います。

それでは、各種報告から入らせていただきます。

事務局

各種報告に入ります。総会資料1ページをご覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）についてご説明いたします。

1件目は、貸人、借人は記載のとおりです。農地の所在が調川町下免の2筆、地目は田。合計面積が2,385㎡。通知年月日が平成30年4月23日で同日受付です。賃貸借契約期間は平成27年6月20日から平成33年6月19日までの6年となっておりますが、借人死亡による解約になります。

2件目は、貸人、借人は記載のとおりです。農地の所在が御厨町相坂免、地目は田、面積が364㎡。通知年月日が平成30年4月25日。同日受付です。賃貸借契約期間は平成29年6月20日から平成35年6月19日までの6年となっておりますが、借人の都合による解約になります。

3件目は、貸人、借人は記載のとおり、農地の所在が御厨町横久保免の畑1筆、田3筆、計4筆で合計面積が6,171㎡です。通知年月日が平成30年4月27日、同日受付です。賃貸借契約期間は平成27年12月20日から平成33年12月19日までの6年となっておりますが、借人の都合による解約になります。

4 件目は、貸人、借人は記載のとおり。農地の所在が御厨町横久保免の1筆で地目は田、面積が3,454 m²で、通知年月日が平成30年4月26日、受付年月日は平成30年4月27日です。賃貸借契約期間は平成27年12月20日から平成33年12月19日までの6年となっておりますが、借人の都合による解約になります。

5 件目は、貸人、借人は記載のとおりで、農地の所在が今福町東免の4筆、地目はいずれも田で合計面積は3,118 m²。通知年月日は平成30年5月2日、同日受付です。賃貸借契約期間は平成29年6月20日から平成32年6月19日までの3年となっておりますが、貸人の都合による解約になります。

6 件目は、貸人、借人は記載のとおりです。農地の所在が志佐町里免の2筆で地目はいずれも田、合計面積が1,536 m²。通知年月日が平成30年5月7日、同日受付で賃貸借契約期間は平成27年12月20日から平成30年12月19日までの3年となっておりますが、借人の都合による解約になります。

7 件目は、貸人、借人は記載のとおりです。農地の所在が御厨町横久保免の畑1筆、田3筆、計4筆で合計面積が5,137.9 m²。通知年月日が平成30年5月7日。同日受付です。賃貸借契約期間は平成28年12月20日から平成31年12月19日までの3年となっておりますが、借人の都合による解約になります。

8 件目は、貸人、借人は記載のとおりです。農地の所在が御厨町前田免、地目は畑、面積が1,120 m²。通知年月日が平成30年5月7日。同日受付です。賃貸借契約期間は平成28年12月20日から平成34年12月19日までの6年となっておりますが、借人の都合による解約になります。

次に2ページをご覧ください。2a未満農業用施設整備届の受理報告です。届出人は記載のとおり、農地の表示が志佐町庄野免、地目は畑、面積は2,140 m²、そのうち届出面積は38.76 m²。届出事由は別の場所にある古くなった農業用倉庫を新しく建て直すもので、届出年月日は平成30年5月11日、同日受理し、5月21日に担当の農業委員さんと現地調査を行っております。

続きまして、提案事件の集計表について、読み上げさせていただきます。

(提案事件の集計表以下、表の読み上げ)

<提案事件の集計表>

農地法関係

申請事由		件数	面		積
			田	畑	計
第3条	親子間での生前贈与	2	13,579 m ²	2,946 m ²	16,525 m ²

申請事由		件数	面		積
			田	畑	計
第5条	一般個人住宅	1		501 m ²	501 m ²

農用地利用集積計画

権利の種類		件数	面		積
			田	畑	計
所有権移転					
利用権設定		116	292,849 m ²	48,564 m ²	341,413 m ²
	賃借権	100	259,449 m ²	43,148 m ²	302,597 m ²
	使用貸借	16	33,400 m ²	5,416 m ²	38,816 m ²
計		116	292,849 m ²	48,564 m ²	341,413 m ²

意見書関係

内容	筆数	面		積
		田	畑	計
農用地利用配分計画(案)について	29	30,742 m ²		30,742 m ²

承認関係

内容	筆数	面		積
		田	畑	計
荒廃農地調査による農地法第2条第1項の規定による「農地」に該当するか否かの決定について	3		4,750 m ²	4,750 m ²

議長 各種報告が終わりました。これらの中で、皆様方からご質疑等ございませんか。

何もありませんね。

それでは、議案審議に入る前に編集委員と、運営委員の委嘱状の交付をさせていただきます。

(委嘱状交付)

編集委員と、運営委員の委嘱状を交付させていただきました。関係の皆様方には、任期中お世話をおかけしますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして付議事項に入らせていただきます。議案第 39 号農地法第 3 条による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。

事務局

3 ページに入ります。議案第 39 号農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について、申請書に基づき調査した結果をご説明いたします。

申請事由は、親子間の生前贈与を行うものであります。贈与する農地は、今福町北免と今福町東免の田 5 筆 3,187 m²、畑 2 筆 2,025 m²の合計 7 筆 5,212 m²であります。譲受人世帯の経営状況は農地の所有はありませんが、親が所有している農地について、世帯員等含め年間 150 日以上見込まれる農業従事となっております。農機具は、親戚の方から借用して利用することへの同意も得ておられます。

以上の状況により農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長

議案の説明が終わりましたので、地元委員のご意見をお聞きしたいと思います。

5 番

5 番 武部です。議案第 39 号につきましては、事務局の説明のとおりでございます。

まず、3 つの要件に照らし合わせて考えてみました。農業従事日数、経営面積の状況、農機具の所有の状況について精査しました。面積が、5 反ぎりぎりでしたが、先ほど議案の 1 ページの合意解約で説明がありました分約 3,000 m²を解約しています。それから従事日数ですが、会社員ですので問題ないということになります。農機具については譲渡人が亡くなった時に、その奥さまが全部処理をされたそうです。ただし、農機具は親戚から応援を頂けるということで、問題はありません。今後、徐々に揃えていくということでございます。

譲受人は長男で、会社勤めをしながら農業を一生懸命に頑張るということでしたので、なんら問題はないと思います。よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。3 条要件についてはクリアしており、何ら問題はないとのご意見をいただきました。

ここで皆様方からの質疑をお受けしたいと思います。議案第 38 号について、何かご意見等はございませんか。

最適化推進委員

最適化推進委員の早坂です。絶対に 50 a 以上持たないとできないのでしょうか。

事務局 農地法3条の定めで、贈与の権利移動の場合は50 a なければできません。
50 a 未満でできるのは相続だけです。

議 長 よろしいでしょうか。

推進委員 はい。

議 長 ほかに何かございませんか。
ご意見もないようでございますので、議案第 39 号は申請どおり許可することに異議はございませんか。

委 員 はい。

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 39 号は申請どおり許可することといたします。

次に、議案第 39 号-2 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。これは、農業委員さんに関係する案件ですので、関係する委員さんは退席をお願いいたします。

(関係委員 退席)

事務局 続きまして 4 ページに入ります。議案第 39 号-2 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について、申請書に基づき調査した結果をご説明いたします。申請事由は、親子間の生前贈与を行うものであります。贈与する農地は志佐町池成免の田 11 筆 10,392 m²、畑 2 筆 921 m²の合計 13 筆 11,313 m²であります。譲受人世帯の経営状況は耕作面積が 65,105 m²、農従者は 3 名、譲受人の農業従事日数は年間 340 日となっております。

以上の状況により農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 議案の説明が終わりましたので、地元委員のご意見をお聞きしたいと思
います。

15 番 15 番 松永です。ただいま、事務局から説明があった通りでございます。譲受人は、後継者として、また地域のリーダーとして素晴らしい活動をしておられますので何ら問題ないと思えます。ご審議よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。地元委員さんからも、何ら問題はないとのご意見をいただきました。

ここで皆様方からのご意見をうかがいたいと思ひます。何かこの件につ
きまして、お聞きになりたいことやご意見等はございませんか。

委員 はい。

議長 異議なしと認め、議案第 39 号-2 は申請どおり許可することといたします。

(関係委員 着席)

次に、議案第 40 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局 5 ページになります。議案第 40 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、申請書に基づき調査した結果をご説明いたします。

現地の位置図を議案の 45 ページ及び 46 ページに、字図は 47 ページに添付しております。申請地は、志佐町赤木免、地目：畑の 4 筆 合計 501 m²です。農地の区分は、申請地が 10ha 未満の小規模団地内にある農地であり、土地改良事業も行われていないことから第 2 種農地地区となります。転用の目的は、父の土地を借り受けて、一般個人住宅 1 棟を新築するものであります。土地利用計画図、配置図は議案の 48 ページに添付しております。造成計画は、現状のまま利用することで切土、盛土はありません。排水計画は、雨水排水は自然流下、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽で処理し道路側溝に放流することとなっております。申請地の東側、南側及び西側は市道赤木中央線に囲まれており、北側は、里道（赤線）であり特に問題はないところです。資金計画は、全額借入金で資金証明書が添付されております。第 2 種農地のため、代替地検討理由書が添付されております。また、一般専用住宅の場合、500 m²が上限に対して、当該地は、4 筆合計で 501 m²と超えているため超過理由書が添付されておりますが、法面等部分を除く、実有効面積は 470 m²となっております。300 m²を超える土地の場合の開発協議について、松浦市環境保全条例における土地開発協議、市民生活課生活環境係からの決定通知も添付されております。

以上の状況により、特に問題ないものと判断いたしました。

農地法第 5 条の規定による許可申請 1 件は以上のとおりの内容であります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 議案の説明が終わりましたので、地元委員のご意見をお聞きしたいと思います。

最適化推進委員 最適化推進委員の萩原です。事務局及び担当委員さんとともに現地を見に行きました。親子間の貸借で特に問題はないと判断いたしました。

議長 ありがとうございます。現地に行かれた担当委員さんからもお願いいたします。

4 番 4 番 大久保です。5 月 21 日に柿山委員、事務局と共で現地確認に行ってきました。ただいま事務局から説明がありましたとおり、実利用面積は

500 m²に収まっております。排水についても側溝がありますので問題ないと思います。4筆ありますが1枚になっておりまして、問題はないと全員が確認いたしました。譲受人の子どもさんが小学校に入学されますので、ぜひ地元に戻ってきて上志佐小学校に入学させたいと強く思っておられ、実家の隣に家を建てる計画をされています。どうぞ前向きにご検討くださいますようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員並びに現地に行かれた委員さんからも問題ないというご意見をいただきました。ここで皆様方の質疑を受けたと思います。この案件につきまして、何かご意見等はありませんか。

何かございませんか。

ご意見もないようですので、申請どおり許可するものとして異議はございませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって、議案第40号は、許可相当と意見を付して進達するものといたします。

次に、議案第41号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局 総会資料の6ページをご覧ください。議案第41号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定する、というものでございます。公告予定日を平成30年5月28日としております。7ページに農用地利用集積総括表を添付しております。8ページから12ページに賃貸借権の再設定分、13、14ページに賃貸借権の新規分、15ページに使用貸借の再設定分、16ページに使用貸借の新規分を記載しておりますので、担当地区の農業委員さんをご確認をお願いします。

議長 議案の説明が終わりました。委員さんをご自分の担当する地区のところをお目通しください。

何かございませんか。

ご意見もないようでございますが、計画どおり決定することに異議はございませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって、議案第41号は計画どおり決定することとし、公告予定を平成30年5月28日とします。

次に、議案第 42 号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。これは、委員さんに関係する分ですので、関係委員の退席をお願いします。

(関係委員 退席)

事務局 21 ページをご覧ください。議案第 42 号 農用地利用集積計画についてでございます。こちらは、委員さん関係分になります。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定する、というものでございます。公告予定日を平成 30 年 5 月 28 日としております。22 ページに賃貸借権の新規分、賃貸借権の再設定分、使用貸借の再設定分を記載しておりますので、ご確認をお願いします。

議長 議案の説明が終わりました。ここで質疑を受けたいと思います。

ご意見もないようでございますので、計画どおり決定することに異議はございませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 42 号は原案どおり集積計画どおり決定することとし、公告予定を平成 30 年 5 月 28 日とします。

(関係委員 着席)

それでは、議案第 43 号 農地利用配分計画（案）についてを議題といたします。

事務局 27 ページをご覧ください。議案第 43 号 農用地利用配分計画（案）についてご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき意見を求められたので、意見書を提出するものです。28 ページをご覧ください。公社から A 氏に貸付ける分で、10 年間の賃貸借になります。29 ページに A 氏の経営状況を記載しております。30 ページは公社から A 氏に貸付ける分で、10 年間の賃貸借になります。31 ページに A 氏の経営状況を記載しております。32、33 ページは公社から B 氏に貸付ける分で 5 年間の賃貸借になります。34 ページに B 氏の経営状況を記載しておりますので、ご確認の上ご審議方よろしくをお願いします。

議長 議案の説明が終わりました。ここで、質疑を受けたいと思います。皆様方のほうから、ご意見ご質問等はございませんか。

ご意見もないようでございますが、議案第 43 号は、計画どおり決定することに異議ございませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 43 号は、問題ないという意見書を提出したいと思います。

次に、議案第 44 号 農用地利用配分計画（案）についてを議題といたします。こちらは、農業委員さんに関係する分でございますので、関係委員さんの退席をお願いいたします。

（ 関係委員 退席 ）

事務局 37 ページをご覧ください。委員さん関係分になります。議案第 44 号 農用地利用配分計画（案）についてご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき意見を求められたので、意見書を提出するものです。38 ページをご覧ください。公社から農地所有適格法人 C に貸付ける分で、10 年間の賃貸借になります。39 ページに農地所有適格法人 C の経営状況を記載しております。ご審議方よろしく願います。

議長 議案の説明が終わりましたので、ここで質疑を受けたいと思います。この件に関しまして、皆様方から何かご意見等はございませんか。これは、農業生産法人が借り受けるものでございます。

異議ございませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 44 号は、問題ないという意見書を提出するものといたします。

（ 関係委員 着席 ）

次に、議案第 45 号 荒廃農地調査による農地法第 2 条第 1 項に規定する「農地」に該当するか否かの決定についてを議題とします。

事務局 荒廃農地調査による農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当するか否かの決定についてご説明いたします。

1 件目は、申出者は記載のとおりです。対象地は鷹島町中通免、地目は畑、面積は 286 m²です。野菜等を栽培していた畑ですが、耕作をやめ、30 年以上が経過しています。現況を確認したところ、孟宗竹がかなり自生しており、山林化しているため、農地に復旧するには困難な状況です。

それでは福島町の分についてご説明いたします。申出者は記載のとおりです。もともと福島町の出身者で就職を機に転出されております。申出のあった土地の所在は福島町浅谷免、地目：畑、769 m²です。この土地について、先日、地元農業委員と地区長の立会いのもと現地確認を行いました。

この土地は、10年以上前から耕作放棄のため現在、写真のとおり原野化しております。機械がとおるような進入路もありません。耕作放棄する前は地元に住んでおられる両親が自家用の野菜を作っておられましたが、高齢となり作業が困難となったため断念されたとのことでした。

3番目の申出人は記載のとおりです。対象地は、志佐町栢木免で地目は畑、3,695㎡です。現地調査において、40年以上前、茶畑として利用されていたとの申し立てがありましたが、現存するお茶も含めて3m以上の木々が一面覆われており原野化している状況を確認しております。

以上3件について、よろしくご審議いただきますようお願い致します。

議 長 議案の説明が終わりました。ここで地元委員さんのご意見をお尋ねしたいと思います。

まず、瀬川委員からお願いします。

18番 18番 瀬川です。ここは、50年以上前は畑だったそうですが、昭和47年の国土調査の時には一応畑の形跡はありました。現在は孟宗竹が生えており周辺も大きな木が生えていて、農地に戻すのは困難であると判断しました。

議 長 ありがとうございます。次に福島町の件もお願いします。

8番 8番 田中です。地区長さんと事務局と現地確認しました。機械を入れたり車両が入る道がないので、手を付けることができない状態で、農地として使えるような場所ではありませんでした。また、「借りてどうにかしてくれ」と言えるところでもありませんでした。農地に戻すのは困難だと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。次の件についてもお願いします。

10番 10番 吉原です。15日に現地の立会いをしました。この場所は、松浦斎苑のほうから登って行った所にあります。そして、林道のほうに繋がっています。周りは、植林地で山深いところです。先導していただいた地区の代表の方の話によると、樹齢100年ぐらいのお茶園だそうです。約3反7畝ぐらいあるわけですが、現在では、伸びあがって見ても全体を見渡すことができません。下のほうを覗いてみますと、植えた列が見渡せる状況でした。40m×80mぐらいの短冊形した土地です。地区24戸の共有のお茶園だったそうです。当時は青年団の活動資金として手入れをしておられたのですが、その後、製茶業者の方が、昭和50年まで借りておられました。在来種のお茶でありまして、後は、43年間放置されております。その高さが、私の目には4mほどの木に見えました。茶樹の山林とは言わないでしようが、見渡すことができない状態に山林化していますので、費用等の面からも、農地に戻すのは困難だと思います。よろしくお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。地元委員の皆様からも、農地に戻すの

には無理があるとのことのご意見でございます。ここで、皆様からの質疑を受けたいと思います。非農地にするということに、何かご意見等はございませんか。

ご意見もないようでございますので、原案どおり決定することに異議ございませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 45 号は、非農地通知を交付するものといたします。

以上を持ちまして付議事項を終了しましたので、暫時休会といたします。

(再開)

それでは協議事項に入らせていただきます。

事務局 お手元に議案第 29 号と書かれたものがあると思います。先月の保留案件になります。提出日は 4 月 27 日になっているかと思います。畜産クラスターで、牛舎と堆肥舎を建てるという分です。地元の同意関係で疑義があるということで保留になった案件です。その後、すぐに地元委員さんと事務局が間に入って調整をしたわけなのですが、どうしても近隣の同意が取れないということもありまして、今後取り下げになる可能性があります。実は、別の地域で土地を探しておられまして、今動いておられる最中です。この取り下げの報告も、現実的な転用についても来月の農業委員会に出る見込みということですので。これは、保留のままだということをご報告し、ご理解いただければと思います。

最適化推進委員 最適化推進委員の早坂です。農地パトロールがあるということですが、所在地等が具体的に分かるような資料等をいただけるのでしょうか。

事務局 農地パトロールまでには、受持ち地域の航空写真と白地図をお一人お一人にお配りします。白地図には字が全部入っております。ただし、地番までは入っていません。集積となると、地番、地目、所有者、耕作者が分からないと掘り起こし活動ができないわけですので、農業委員さんや最適化推進委員さんが地元の方であるというのは、そこに意味があるということです。地元の方が大体把握しておられると思います。それを基に集積を進めていただくこととなります。しかし、何も情報がないと動きづらいので、事務局のほうでご用意しますが、まだ時間はかかります。アンケートのお話を 18 日にさせていただきましたが、その集計後に、農家情報等もお渡ししようと思います。こちらのほうは、まだ先になると思います。アンケートの結果をベースにしないと、どこが非農地になるか分からないわけです。どうぞご理解ください。

最適化推進委員 最適化推進委員の百枝です。貸し借りの件で、借人は農業者でないといけませんでしょうか。農業者ではない方が田を作るという話が出てきそうなので、お尋ねします。

事務局 経営基盤強化促進法で農地を借りる場合は、面積要件はございません。将来の担い手と見込まればできます。農地法3条は50a要件がありますが、経営基盤強化促進法での貸し借りは面積要件はございません。ただ、担い手借り手助成金は交付できません。この助成金の対象者は、市内に住所を有し、10a以上の農地を所有する農家で農地を借りた後50a以上となる農家または農地所有適格法人のうち集落営農に取り組んでいる法人としております。

議長 総括して、何かご質問等はございませんか。

9番 9番 崎田です。総会後に運営委員会を開催します。3年間の大まかな計画を立てたいと思いますので、運営委員になられている方は、残っていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長 ほかにございませんか。

ないようでございますので、終わりたいと思います。

それでは、次回の開催ですが、6月27日 水曜日 13時30分 市民ホールを予定しております。これで5月の農業委員会を閉会いたします。長時間お疲れさまでした。

<閉会の時刻>

15時 32分